久米島町公告第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、条件付き一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び久米島町契約規則（平成21年久米島町規則第12号）第19条に規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月30日
久米島町長　桃原　秀雄

1　入札に付する事項

(1)工　事　名　沖縄地区(久米島)中層型浮魚礁回収・設置工事（R8）
(2)施 行 箇 所　久米島周辺海域
(3)工 事 概 要　中層型浮魚礁（更新）　回収　N＝2基　　設置　N=2基
(4)施 行 期 限　令和9年2月26日
(5)設　計　額　１５７，４２１，０００円（税込）
(6)入 札 方 式　条件付き一般競争入札
(7)最低制限価格　設定あり

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)令和7・8年度久米島町工事等入札参加業者資格者名簿の「土木」部門に登載されているA等級の事業者であること。
(2)久米島町内に本社又は支社を有していること
(3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
(4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有している者でないこと
(6)国税、県税及び市町村民税に関し滞納がない者であること
(7)国又は地方自治体から入札参加資格指名停止の処置を受けていないこと

3　契約条項を示す場所

久米島町ホームページに掲載

4　スケジュール

内容	日程
公募開始の公表	令和８年７月 31 日（金）
質疑の受付締切	令和８年８月７日（金）正午必着
質疑の回答予定	令和８年８月 10 日（月）
参加資格確認申請締切	令和８年８月 19 日（水）午後５時必着
参加資格確認通知	令和８年８月 20 日（木）
見積書の提出	令和８年８月 24 日（月）午後５時必着
開札日	令和８年８月 25 日（火）
落札結果の公表	令和８年８月 25 日（火）
契約締結予定日	令和８年９月初旬

5　質問の方法・回答

(1)質問方法　（様式第７号）質問書に質問内容を記載し、メールにて提出すること

(2)質問期限　令和８年８月７日（金）正午必着

(3)回答方法　令和８年８月 10 日（月）に久米島町ホームページに掲載する

5　入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第１号）に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1)申請期限　令和８年８月 19 日（水）午後５時必着

(2)提出資料　ア：(様式第１号）入札参加資格確認申請書

イ：(様式第１号別紙）誓約書

ウ：配置予定監理技術者雇用証明書類

エ：納税証明書

(3)結果通知　令和８年８月 20 日（木）までに通知する

(4)見積書の提出　入札参加資格確認通知書知にて本入札に参加資格が有ると認められた者は、入札の令和８年８月 24 日（月）午後５時までに見積書を提出しなければならない。

6　入札執行の場所及び日時

入札書は持参により提出すること。なお、電報及び電送による入札は認めない。

(1)日　　時　令和８年８月 25 日（火）午前 11 時 00 分

(2)場　　所　久米島町役場２階第　第３・４会議室

(3)提出書類　ア：(様式第２号）入札書

イ：(様式第３号）委任状（代理人が入札する場合）

7　入札保証金に関する事項　　免除

8　契約保証金　　落札者は、次に掲げる(1)から(5)のいずれかの契約の保証を付さなければならない。

※ただし、請負代金額が５００万円未満の場合は、免除とする。

(1)請負代金額の10分の１以上の契約保証金の納付

(2)請負代金額の10分の１以上の契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)請負代金額の10分の１以上の銀行等又は保証事業会社の保証

(4)請負代金額の10分の１以上の公共工事履行保証証券による保証

(5)請負代金額の10分の１以上の履行保証保険契約の締結

9　前金払　　請負代金額が１５０万円以上については、請負代金額の10分の４以内で前払い金を請求することができる。

10　部分払　　既済部分払回数は、下記基準表による。

請負金額	既済部分払回数
100万円　以下	0
100万円　を超え、1,000万円　以下	1　回以内
1,000万円　を超え、3,000万円　以下	2　回以内
3,000万円　を超え、5,000万円　以下	3　回以内
5,000万円　を超え、１億円　以下	4　回以内

※１億円を超える金額については、5,000万円増すごとに１回を加える。

※中間前金払と部分払の併用はできない。

11　入札書記載金額　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12　工事費内訳書　　設計金額が事前公表された工事については、工事費内訳書を提出すること。提出しない者は入札に参加できない。

13　監理技術者等　　工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とは、入札の執行日以前３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

配置予定の監理技術者等の雇用関係を確認するため、監理技術者資格者証（表・裏面）または主任技術者の合格証明書の写し等、健康保険被保険者証の写し等を工事費内訳書と一緒に提出すること。書類の提出がない場合は、入札に参加できない場合がある。

※専任を必要としない工事の場合は、提出する必要はない。

14　入札回数　　入札回数は２回とする。

15　無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札参加資格がない者のした入札又は久米島町契約規則第25条第３項の規定による確認を受けない代理人がした入札

(2)　指定の日時までに提出又は到達しなかった入札

(3)　この入札は最低制限価格を設定する。従って、最低制限価未満で入札した者は落札することが出来ない。

(4)　入札者又は代理人の記名押印がない入札

(5)　同一入札について入札者又は代理人が２以上の入札をしたときは、その全部に入札

(6)　同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札

(7)　入札金額又は入札者の指名その他主要部分が識別し難い入札

(8)　入札書の表記金額を訂正した入札

(9)　入札に関し不正な行為を行った者がした入札

(10)　その他入札に関する入札に関する条件に違反した入札

16　落札者の決定方法

入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものを最低価格入札者として決定する。この場合において、最低価格入札者が２者以上の場合は、直ちに、当該入札業務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

17　その他

(1)　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3)　入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久米島町契約規則その他関係法令を遵守すること。